

## 北名古屋市市政インターネットモニター設置要綱

### (設置)

第1条 市民の市政に関する評価、意向等を把握するため、インターネット環境を利用した北名古屋市市政インターネットモニター（以下「ネットモニター」という。）を設置する。

### (職務等)

第2条 ネットモニターは、市長が回答を依頼した市政に関するアンケートに、インターネット環境を利用して回答するものとする。

2 市長は、前項の規定によるアンケートの結果を、市の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表するものとする。

### (資格要件)

第3条 ネットモニターに応募できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している18歳以上の者
- (2) パソコンによりインターネットが利用できる環境にある者

### (応募方法)

第4条 ネットモニターに応募しようとする者は、ホームページ内のネットモニター登録ページの専用フォームにより応募するものとする。

### (登録)

第5条 市長は、前条の規定によりネットモニターに応募した者が第3条に掲げる資格要件に該当すると認めるときは、当該応募した者をネットモニターとして登録するものとする。

### (任期)

第6条 ネットモニターの任期は、ネットモニターとして登録された日からネットモニターの登録が抹消される日までとする。

### (個人情報の保護等)

第7条 市長は、ネットモニターから登録時に収集した個人情報、アンケート等の情報を、北名古屋市個人情報保護条例（平成18年北名古屋市条例第9号）の規定に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、市の行政運

営の施策への反映及び企画のための集計、分析等の目的以外でこれを利用してはならない。

(謝礼等)

第8条 市長は、ネットモニターに対し、活動実績に応じて予算の範囲内で謝礼を支給することができる。

2 電子メール等の送受信に要する費用及びインターネット環境の利用に要する費用は、ネットモニターの負担とする。

(禁止行為)

第9条 ネットモニターは、次に掲げる行為又はそのおそれのある行為を行ってはならない。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 法令等に反する行為

(3) 他のネットモニター又は第三者を中傷し、又は誹謗する行為

(4) この要綱に基づくネットモニター制度（以下「本制度」という。）の運営を妨害する行為

(5) 不正回答を行う行為

(登録の抹消)

第10条 ネットモニターは、登録の抹消を希望するときは、ホームページ内のネットモニター退会ページの専用フォームにより届け出るものとする。

2 市長は、ネットモニターが次の各号のいずれかに該当するときは、ネットモニターの意思にかかわらず、ネットモニターの登録を抹消することができる。

(1) 前条の規定に違反したと認められるとき。

(2) 登録されたメールアドレスで電子メールが到達しなくなったとき。

3 市長は、前2項の規定によりネットモニターの登録を抹消した場合は、速やかに当該ネットモニターの個人情報等を削除するものとする。

(変更、停止、中止等)

第11条 市長は、本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断、停止及び中止について、ネットモニターの承諾を要することなくこれを行うことが

できるものとする。

(所管)

第12条 ネットモニターに関する事務は、総務部において行うものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ネットモニターに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

